

資料提供

令和2年12月13日（日）
滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課
担当：川崎、倉田
TEL 077-528-3483

高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う 野鳥監視重点区域の指定について

令和2年12月13日、滋賀県東近江市の養鶏場において、家きん国内23例目となる高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されたことを受け、同日、環境省により発生農場の周辺半径10km圏内を野鳥監視重点区域に指定されましたので、当該区域における野鳥の監視を強化します。

1. 経緯

- 12月12日（土）
- ・ 県内農場から、家畜保健衛生所に対し、死亡鶏が増加した旨の通報。
 - ・ 同日家畜保健衛生所が緊急立ち入りし、当該鶏についてインフルエンザ簡易検査を実施したところ、陽性を確認。
- 12月13日（日）
- ・ 当該鶏について家畜保健衛生所が遺伝子検査を実施した結果、H5亜型であり、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認。
 - ・ 環境省により、発生農場の周辺半径10km圏内を野鳥監視重点区域に指定。

2. 対応

- (1) 滋賀県では、環境省の野鳥監視重点区域の指定を踏まえ、当該区域の野鳥の監視を行います。県民の皆様におかれましては、後述の留意事項をご理解の上、冷静な対応をお願いします。また、野鳥が死んでいるのを見つけた場合は、素手で触らずに最寄りの県森林整備事務所へご連絡下さい。
- (2) 環境省と調整の上、野鳥監視重点区域内における野鳥でのウイルスの感染範囲の状況把握、感染源の推定や更なる感染拡大を防止するための基礎情報を得ることを目的とした緊急調査（鳥類調査、死亡野鳥調査等）を実施する予定です。
- (3) 「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」（http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.html）に掲載）に準じて、野鳥の監視強化を始めとした対応を行います。
- (4) 野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルは、11月5日付けで最高レベルとなる「対応レベル3」に引き上げており、全国での野鳥の監視が強化されています。

3. 留意事項

(1) 鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除いて、通常では人には感染しないと考えられています。日常生活においては、鳥の排泄物等に触れた後には手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありませんので、冷静な行動をお願いします。

(2) 周辺地域のみならず国民の皆様におかれては、「野鳥との接し方について」に十分留意されるようお願いいたします。

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/2017yachotonosessikata.pdf

【取材について】

現場での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いいたします。

【参考情報】

滋賀県では、ホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。

<http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/shizen/14059.html>